

4. 確定申告と納付、還付

項 目	説 明								
<p>① 確定申告とは</p>	<p>法人税は申告納税制度が採用されているため、法人税の租税債務は申告によって確定し、納付によって消滅します。</p> <p>内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき、次の事項を記載した申告書を提出しなければなりません（法74、法規34）。これが確定申告です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人名 ② 納税地 ③ 代表者名 ④ 事業年度 ⑤ 所得金額または欠損金額 ⑥ 法人税額 ⑦ 控除所得税額等の額で控除しきれなかった場合のその控除しきれなかった金額 ⑧ 中間納付税額がある場合には、⑥の法人税額からその中間納付税額を控除した金額 ⑨ 中間納付税額について控除しきれなかった場合のその控除しきれなかった金額 ⑩ その他参考となるべき事項 								
<p>② 提出期限の原則</p> <p>提出期限</p>	<p>確定申告書は、原則として事業年度終了の日から2か月以内に提出しなければなりません。しかし、次に掲げるように申告書の種類によっては、提出期限の異なる場合があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申告書の種類</th> <th style="text-align: center;">提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 確定申告書 (解散または合併の日までの事業年度のものも含まれます)</td> <td>事業年度終了の日の翌日から2か月</td> </tr> <tr> <td>② 解散による清算中の所得にかかる予納申告書</td> <td>清算中の各事業年度終了の日の翌日から2か月</td> </tr> <tr> <td>③ 清算確定申告書</td> <td>残余財産が確定した日の翌日から1か月（その期間内に残余財産の最後の分配または引渡しが行なわれる場合には、その行なわれる日の前日まで）</td> </tr> </tbody> </table>	申告書の種類	提出期限	① 確定申告書 (解散または合併の日までの事業年度のものも含まれます)	事業年度終了の日の翌日から2か月	② 解散による清算中の所得にかかる予納申告書	清算中の各事業年度終了の日の翌日から2か月	③ 清算確定申告書	残余財産が確定した日の翌日から1か月（その期間内に残余財産の最後の分配または引渡しが行なわれる場合には、その行なわれる日の前日まで）
申告書の種類	提出期限								
① 確定申告書 (解散または合併の日までの事業年度のものも含まれます)	事業年度終了の日の翌日から2か月								
② 解散による清算中の所得にかかる予納申告書	清算中の各事業年度終了の日の翌日から2か月								
③ 清算確定申告書	残余財産が確定した日の翌日から1か月（その期間内に残余財産の最後の分配または引渡しが行なわれる場合には、その行なわれる日の前日まで）								
<p>休日等に該当する場合</p>	<p>なお、平成22年度税制改正により、平成22年10月1日以後に解散が行なわれる場合には清算所得課税が廃止されたことに伴い、上記②の清算中の所得にかかる予納申告書は廃止され、①の確定申告書に含まれることとなりました。</p> <p>また、上記③の清算確定申告書は、残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書となりましたが、提出期限は従来と同様です。</p> <p>これらの申告書の提出期限の日が日曜日、国民の祝日、その他一般の休日または期限の特例（通則令2②）に定める日に該当する場合には、その提出期限は日曜日等の翌日に延長されます（通則法10②）。ここにいう「一般の休日」には、国民の祝日が日曜日に当たるときのその翌日、いわゆる振替休日や、国民的な休日として定着している年始の1月2日・3日が該当します。また、政令で定める日は、土曜日または12月29日～31日までの日とされています（通則令2②）。</p> <p>したがって、申告期限等が年末のときは、翌年の1月4日（同日が日曜日であるときは1月5日、また、同日が土曜日であるときは1月6日となります）に延長されます。</p>								

合併の場合の申告

この延長に伴い延滞税の計算期間、更正の請求期間、更正・決定の除斥期間等の始期も延長されることになります。

合併法人は、被合併法人の合併の日の前日を含む事業年度の法人税の確定申告書を提出しなければなりません。被合併法人は、申告を行なう時点で消滅していますので、申告はできないことになります。そこで、合併法人が被合併法人に代わって申告書を提出することになります（通則法6）。したがって、これらの申告書は合併法人の名称で合併法人の納税地を所轄する税務署長へ提出することになります（法基通1-1-5）。なお、被合併法人の申告書であることを明らかにするために、合併法人の名称のほかに被合併法人の名称も明記する必要があります。

被合併法人が確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、上記①の確定申告書の提出期限は延長されることになります。

(注) 平成13年度の税制改正で、合併を含めた組織再編成にかかる税制が整備されたことにより、合併の場合の清算所得に対する法人税の取扱いが廃止され、合併確定申告書の提出義務はなくなりました。

なお、平成13年3月31日以前の合併は従前の例によります。

確定申告の申告期限の原則は、上記のとおりですが、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないなど特別な場合には、下の表に示したように、申告期限の延長が認められています。ただし、申告期限の延長（法法75）および申告期限の延長の特例（法法75の2）の適用が認められるのは、上記②①の確定申告書のみです。

③ 提出期限の延長の特例

項 目	延 長 さ れ る ケ ー ス		
	期限の延長 (通則法11)	申告期限の延長 (法法75)	申告期限の延長の特例 (法法75の2)
(1) 延長の申請理由	災害その他やむを得ない理由によって申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付または徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合	災害その他やむを得ない理由（法法第75条の2に該当する理由を除く）により決算が確定しないため、申告書を提出期限までに提出することができないと認められる場合	会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため申告書を提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合
(2) 申請の要件	① 災害が広範囲に及ぶ地域指定の場合は申請は不要で国税庁長官が告示 ② 個別指定の場合は国税局長または税務署長に申請	法人が税務署長に書面により申請	法人が税務署長に書面により申請。なお、最初に1回申請すれば、以後の各期においては申請を要しない (注) 承認取消し、取下げ制度があります
(3) 申請期限	災害その他やむを得ない理由がやんだ後相当の期間内	その決算期後45日以内	その決算期末まで
(4) 承認期限	特別の定めはない	決算期後2か月以内に延長または却下の処分がなければ、申請どおり自動承認	決算期後15日以内に延長または却下の処分がなければ、申請どおり自動承認
(5) 延長の期間	理由のやんだ日から2か月を限度として国税庁長官等が指定	とくに期間の制限はなく、申請に基づいて税務署長が期日を指定	原則として1か月間延長（特別の事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間）

(6) 利子税の課否	課されない	延長期間について年7.3%の利子税が課税	延長期間について年7.3%（日本銀行の基準割引率に連動して、12.775%までの範囲内で変動）の利子税が課税
(7) その他			① 決算期末後2か月以内に災害等が生じたときは、その事業年度に限り本条の適用を排除して法人税法第75条または通則法第11条の期限延長に乗り換えられます ② 決算期末2か月経過後等に災害が生じたときにおいても、一定の場合には法人税法第75条または通則法第11条の期限延長に乗り継ぐことができます

★処理の要点

★法人税法第75条の2の規定によって申告期限の延長の特例が認められた場合においても、消費税の確定申告書の提出期限については適用がありませんので、消費税の確定申告書の提出を失念することのないように注意しなければなりません。

★利子税は、その本来の申告期限の翌日から延長された期限までの日数に応じて、その法人税額に年7.3%（1日当たり1万分の2）の割合を乗じて算出します。たとえば、確定申告書の提出期限の特例（法75の2）の適用を受けて、提出期限を1か月（31日）延長した場合（法人税額は2,521,600円とする）は、次のようになります。

$$2,520,000\text{円（法人税額）} \times \frac{2}{10,000} \times 31\text{日} = 15,624\text{円} \rightarrow 15,600\text{円（100円未満切捨て）}$$

（1万円未満切捨て）

★平成11年の税制改正により、年7.3%の割合は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月末日の基準割引率（公定歩合）に年4%を加算した割合をいう）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合とすることとされました（措法93①、94、95）。結局、この特例は、各年の前年の11月末日における基準割引率（公定歩合）が年3.3%を下回っている場合に適用されます。

★災害等の場合の申告期限の延長（法75）も、会計監査人の監査を受ける場合の延長（法75の2）も、年7.3%の利子税は同じです。

ただ、大きく違う点は法人税法第75条の2の場合、基準割引率（公定歩合）の引上げに連動して利子税率がアップする（ただし、12.775%が上限）という点です（措法66の3）。その利子税率を算式で示せば、次のようになります（措法39の11②）。

$$\text{年7.3\%} + \text{年0.73\%} \times \frac{\text{納期限の日の基準割引率（公定歩合）} - \text{年5.5\%}}{\text{年0.25\%}}$$

この利子税の割合は、事業年度終了日の翌日から2か月経過した日の前日（3月末決算法人の例でいえば、5月31日）の基準割引率（公定歩合）によって計算します。

④ 添付すべき書類

法人が確定申告書を提出する場合には、その確定申告書に次に掲げる書類を添付することになっています（法74③、法規35）。

- ① その事業年度の貸借対照表、損益計算書
- ② その事業年度の株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書または損益金の処分表
- ③ ①にかかる勘定科目内訳明細書
- ④ 事業等の概況に関する書類
- ⑤ 組織再編成があった場合は、それに関連する契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成があった場合は、移転資産、負債等の明細書

これらの決算書等は、法人税の申告に当たって独自の決算を要求しているものではなく、その法人が株主総会の承認または総社員の同意等を得て確定した決算に基づき課税標準を算出するいわゆる確定決算主義をとっているため、その基礎となった決算書の提出を義務づけているものです。

★処理の要点

★欠損のため明らかに納付すべき法人税がないと認められる場合であっても、確定申告書は提出する必要があります。

★決算書に記載する金額は会社法上、1,000円未満の端数を切り捨てて表示することもできますが、法人税申告書に添付する場合は円単位まで表示する必要があります。

★法人の事業概況説明書……税務署から送付される申告書の用紙の中には、事業概況説明書が入れています。これは、法人の事業内容、月々の売上および仕入、事業規模などを記載する内容になっています。

⑤ 適用額明細書の提出義務

平成22年3月31日に「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（「租特透明化法」という）が公布され、平成22年4月1日から施行されました。この租特透明化法は、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査およびその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

これに伴い、法人税申告書を提出する法人で、「法人税関係特別措置」の適用を受けようとするものは、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないこととされました（租特透明化法3①）。

法人税関係特別措置

ここにいう「法人税関係特別措置」とは、法人税に関する特別措置のうち、税額または所得の金額を減少させるものをいい、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行なった場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却などが該当することになります。

適用額明細書

また、「適用額明細書」とは、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額などを記載した一覧表をいい、租特透明化法施行規則において様式が定められています。

なお、この適用額明細書の法人税申告書への添付は、平成23年4月1日以後に終了する事業年度または連結事業年度から必要となります。

添付しなかった場合

この適用額明細書を添付せず、または虚偽の記載をした適用額明細書の添付をした場合には、その事業年度または連結事業年度において、法人税関係特別措置の適用を受けられないこととなります（租特透明化法3②）。ただし、この場合においても、税務署長は、故意による場合を除いて、誤りのない適用額明細書の提出があったときは、法人税関係特別措置を適用することができることとされています（租特透明化法3③）。

また、法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合においても、変更後の適用額明細書を添付する必要があります。

⑥ 納付期限

確定申告書を提出するとともに、その法人税額を納付期限までに納付する必要があります。申告書類別の法人税の納付期限は次のとおりです。

区 分	納 付 期 限	納 付 す べ き 額
① 中間申告	申告期限に同じ	申告書に記載した金額
② 確定申告	申告期限に同じ	申告書に記載した本税額から、中間納付税額を控除した税額
③ 期限後申告	申告書提出日	申告書に記載した本税額から、中間納付税額を控除した税額
④ 修正申告	一般	同上
	更正または決定後	同上

★処理の要点

- ★法人税は、財務大臣の定める書式による納付書を添えて日本銀行（その代理店を含む）、郵便局または国税収納官吏に納付します。
- 金銭で納付するのが原則ですが、例外として次の証券で納付することもできます。
- ① 小切手で、持参人払式または記名式持参人払いのもの
 - ② 国債証券の利札で支払期の到来したもの
- ★平成19年度の税制改正（平成19年法律第6号）により、納付受託者に対する納付の委託の制度が創設されました（通則法34の3①）。これによって、納付税額が30万円以下のものに限り、バーコードの記載がある一定の納付書によってコンビニエンスストアでの納付が可能となりました（通則規2）。
- この改正は、平成20年1月4日から施行されています。

納付時の仕訳

財務諸表上の当期利益は、税金引当後のものです。したがって、決算に当たり未払法人税等（納税充当金）を計上しているはずですから、納付のときは次のように仕訳します。

（借）未払法人税等 ××× （貸）当座預金 ×××

仮装経理の場合の
還付不適用

法人は銀行借入や入札工事参加のため、実際以上に所得を過大に申告する場合があります。これが仮装経理つまり粉飾決算による申告です。

仮に1年以内であっても、仮装経理の場合には、本来の「更正の請求」および「減額更正」は適用されません。このような場合は、次のように取り扱います（法法70）。

① 過誤納金のうち仮装経理にかかる税額は、直ちに還付せず、更正事業年度開始の前1年以内に開始した事業年度の法人税の範囲内で還付し、残額はその後5年間の法人税額から税額控除します。

② この「減額更正」は、仮装経理について修正の経理をし、かつ、その決算に基づく確定申告書を提出するまでの間は、税務署長は減額更正しないことができます（法法129②）。

つまり、税務調査などの際に仮装経理が判明または申し出てそれが明らかになれば、まず当期でその修正仕訳をして、これに基づき確定申告をします。

そして、翌期に減額更正の通知を受けて前1年以内の法人税の還付を受けるとともに、それでも不足があればその後5年間で税額控除を受けて取り戻すということです。

★処理の要点

- ★5年経過後は打切りか還付か……前述したように前期分の法人税でまず還付し、還付しきれない部分については、以後5年間の法人税額から控除されます。この5年間で控除されない部分は、打切りではなく、この時点で還付されます（昭46.9.27裁決）。還付しないと、課税されるべき所得のない法人に税を課したことになり、租税の本旨に反するからです。

- ★仮装経理の修正経理……仮に「売掛金」を過大とした場合には、次のように行ないます。

(借) 過年度損益修正損 ××× (貸) 売掛金 ×××

↑

別表四で加算手続きをします。

★みなし仮装経理の取扱い……たとえその事業年度において仮装経理をしていなくとも、前事業年度の仮装経理に伴って当期分の所得金額の減額更正が行なわれる場合には、その減額分についても仮装経理が行なわれているものとみなして、この規定を適用します。

⑦ 法人の分割にかかる連体納付の責任

⑧ 還付金の取扱い

法人が分割（分社型分割を除く）をした場合には、分割承継法人は、その分割法人の分割前に納税義務が成立した国税について、連体納付の責任を負うこととされます。ただし、分割法人から承継した財産の価額が限度とされます（通則法9の2）。

次の場合には、所得税額、外国税額、法人税額が還付されます。

- ① 法人税額から控除できる所得税額または外国税額がある場合に、納付すべき法人税額がこれらを下回った場合の還付
- ② 中間申告により納付した金額を確定申告による法人税額が下回った場合および清算中の予納法人税額を清算確定法人税額が下回った場合の還付
- ③ 欠損繰戻しによる法人税額の還付（平成4年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度で生じた欠損金については、中小法人等を除き、一定の場合以外適用停止）

これらの還付金の還付申請、経理処理、益金不算入の取扱いなどについては、436ページ「還付金等」参照。